

医行為分類（案）に関する考え方の整理について （たたき台）

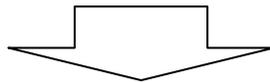
【チーム医療推進のための看護業務検討 WG 及び意見募集における意見】

○医行為分類（案）について

- ・医療が提供される場所や患者の状況により医行為の難易度等は相違するため、医行為を特定行為等に分類することは困難ではないか。
- ・「特定行為」と分類されている行為であっても、一定の研修を受ければ一般の看護師も実施可能ではないか。
- ・「特定行為」があることは明確なので、行為の概要自体の表現、医療現場での実施状況等を再度整理して反映すれば、関係者の理解は得られるのではないか。

○医師の指示について

- ・指定研修を受けた看護師に対しても、特定行為について具体的指示を行う場合もあるため、包括的指示の下、特定行為を行うとするのは実態に合わないのではないか。



【医行為分類の考え方（案）】

上記の意見を踏まえ、以下のように考え方を整理した上で医行為を分類してはどうか。

1. 医行為分類の考え方

A（絶対的医行為）：

- ・患者の状態、看護師の能力・技能等に関係なく、医師のみが実施可能な医行為

B（特定行為）：

- ・診療の補助として看護師が実施する医行為のうち、行為を実施する上での判断や技術的な難易度が高く、高度な専門的知識や技能を必要とすると考えられるため、看護師免許を取得後、指定研修（実施しようとする特定行為に応じた研修のことをいう。以下、同じ。）を受けた上で実施することが求められる医行為
- ※ 看護師一般が具体的指示に基づいて実施する場合の取扱いについては、チーム医療推進会議において検討中。

C（一般の医行為）：

- ・診療の補助として看護師が実施する医行為のうち、指定研修を受けずとも、看護師免許の取得後、医療現場での実務を積み重ねる中で十分に実施可能となる医行為
- ※ 医療現場においては、より安全に当該行為が実施されるよう、各医療現場に適した研修・指導が行われることが想定される。

2. 医師の指示と医行為の実施との関係

- 診療の補助として行っている医行為（特定行為・一般の医行為）は、行為ごとに難易度が異なるとともに、同一の行為であっても、患者の病状等によっても難易度が異なる。
- このため、特定行為、一般の医行為のいずれの行為についても、医師は、患者の病態、看護師の能力、患者の状況（入院中・在宅療養中）等を踏まえ、看護師に指示する内容（使用する薬剤の種類・量・実施方法等）を判断している。
- 指定研修を受けた看護師が特定行為を行う場合には、予め対象となる患者の範囲や病態の変化に応じた行為の内容が明確に示されたプロトコールを活用することを前提にしていることから、医師による包括的指示の下で実施することが想定される。医師は包括的指示を行う際、個々の患者ごとにプロトコールを適用するか否かを判断する。状況によっては、医師は指定研修を受けた看護師に特定行為を行うよう指示せず、自ら当該行為を実施する場合もある。

<参考：指示が成立する前提条件>

- ・ 対応可能な患者の範囲が明確にされていること
- ・ 対応可能な病態の変化が明確にされていること
- ・ 指示を受ける看護師が理解し得る程度の指示内容（判断の規準、処置・検査・薬剤の使用内容等）が示されていること
- ・ 対応可能な範囲を逸脱した場合に、早急に医師に連絡を取り、その指示が受けられる体制が整えられていること